

平泉「浄土」体感文化観光プログラム造成業務

企画提案書作成要領

令和8年6月

岩手県

この「企画提案書作成要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「平泉「浄土」体感文化観光プログラム造成業務」（以下「本業務」という。）に関し、企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

参加者は、資料1「企画提案実施要領」を確認の上、本作成要領により、必要な書類を提出するものとする。

1 提出書類及び部数

【様式6】企画提案応募書	6部（正本1部、副本5部）
企画提案書	6部（正本1部、副本5部）
費用積算内訳書	6部（正本1部、副本5部）

2 企画提案内容

参加者は、資料2「業務仕様書」の記載事項を踏まえ、次に掲げる内容を提案書に盛り込み、県へ提出するものとする。

なお、企画提案書等は、A4判とし、様式は任意とする。

(1) 文化観光プログラムの造成に関する企画提案

資料2「業務仕様書」に基づき、次に関する提案を具体的に示すこと。

ア 周遊プログラムの開発

- ・ 地域資源の洗い出しと価値づけ
- ・ ストーリー構築
- ・ 周遊プログラムの開発
- ・ 周遊プログラムの利用ツール（マップ等）の作成

イ ガイドシナリオ等の作成

- ・ ガイドシナリオ及びマニュアルの作成
- ・ ガイド教本の作成

ウ 実施体制

「業務仕様書」5（2）イ及びエに基づき、専門家の配置や地域関係者との密接な対話・調整を行うための実施体制や取り組む内容について示すこと。

エ 納品までのスケジュール

オ その他、本業務の目的を達成するために効果的な自由提案 (任意、予算の範囲内とする。)

(2) 監理体制

本業務を確実に履行するための組織体制（業務分担、担当者名等）、連絡体制等を詳細に示すこと。

3 費用積算内訳書

- (1) 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書（任意様式）を提出すること。
- (2) 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の110分の100に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。
- (3) 費用積算内訳書は、企画提案書とは別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、

「岩手県知事 達増拓也」宛てに、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載し、代表者印を押印のうえ、提出すること。

- (4) 費用積算内訳書には、値引き及び事実上値引きと認められる趣旨の記載を行わないこと。

4 その他留意事項

- (1) 提案は全て、企画提案書に記載すること。
- (2) 提案は1者につき1提案とし、提出後の変更・加筆等は一切認めないこと。
- (3) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各頁の下部中央に印字すること。